



NPO HELP PAPER

【市民活動のヒント】

Vol.6 : NPO法人の事業年度が終了したら… (改訂版) 何をすればいい？

事業報告書は、法人の活動をお知らせする大切な書類。忘れずに提出期限までに提出を。任意団体でも、意思決定の多くは総会。事業報告書を作り承認を得ておくことで、助成金の報告やその後の申請で困らないようにしましょう！

NPO法人では、事業年度が終了したら、事業年度終了後3カ月と7日以内(3月31日に年度が終了する場合は7月7日)に、前事業年度の事業報告書等の法定書類を作成しなければなりません。



事業報告書とは

- ①事業報告書等提出書(必ず様式)
- ②事業報告書
- ③活動計算書と計算書類の注記
- ④貸借対照表
- ⑤財産目録
- ⑥前事業年度の年間役員名簿
- ⑦前事業年度末日時点の社員のうち10名以上の名簿

- こちらの7種類です
- 各正本1部のみ提出(令和3年4月1日から)
- 提出は、郵送・持参・メール送付にて
- 書類はホチキス留めはNG。クリップ留めにて

様式や書式等の参考例は
静岡県のNPO活動支援サイトから
ダウンロードしご参照ください。
「ふじのくにNPO」で検索
<https://www.npo-fujinokuni.jp/>

※必ず提出しましょう: 所轄庁は、3年以上にわたって事業報告書等が提出されないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。(法第43条第1項)



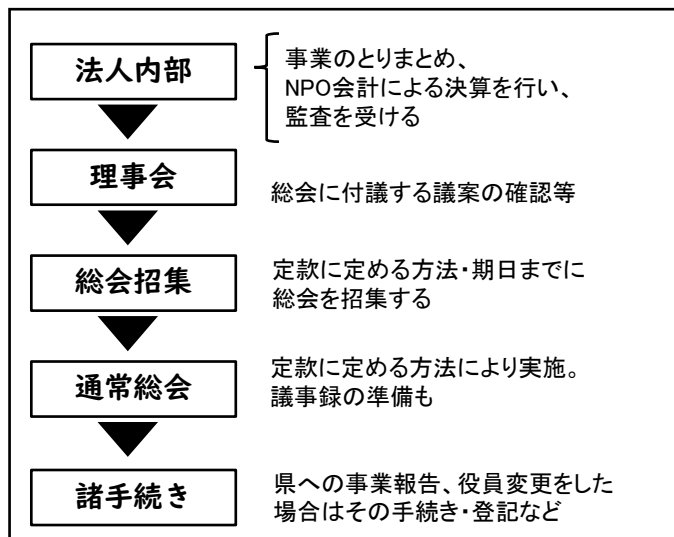
一般的な定款に基づく、NPO法人の総会までの主な流れ

NPO法人は定款に基づき、毎年一回以上、総会を開催する必要があります。

多くの定款では総会で、前事業年度の事業報告と決算、新年度の事業計画と予算を議決することとなっていますので、事業年度が終了してから前年度事業と決算の取りまとめ、新年度の事業を予算策定を実施し、総会での承認を得る必要があります。

また一般的な定では、総会に付議すべき事項は理事会での承認を必要としますので、総会の前に理事会を開催する必要があります。

- ※法人税等納税事業者の場合は納税事務が必要
- ※定款の変更が必要なことはないか、役員の任期が到達しないか、などの確認も。
- ※役員の任期が到達し、総会で役員を選任する必要がある場合も注意。



編集
発行

島田市市民活動センター

(市民活動支援業務：NPO法人クロスメディアしまだ)

島田市本通三丁目6-1 (島田市地域交流センター「歩歩路」内)

0547-33-1550

市民活動センターでは会議室などの施設利用に加えて、市民活動団体やこれから活動を始めようとする皆様の支援の場です。

【開館】年中無休

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【時間】9:00～22:00

※市民活動センター利用21:30まで

【相談受付】

原則週3日(月・水・金)

10:00～15:00

※相談希望の日時はお気軽にお問合せ下さい。